

# 国立大学法人東京海洋大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

役員報酬の支給水準については、法人化前に適用されていた国家公務員指定職俸給表を準用している。

#### ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できるとしている。

#### ③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び賞与から構成されている。月額については、東京海洋大学役員報酬規則に則り、基本給(965,000円)に地域手当(193,000円)を加算して算出している。賞与についても、東京海洋大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額((基本給+地域手当)+(基本給+地域手当)×100分の20+基本給×100分の25)に、6月に支給する場合には100分の155を、12月に支給する場合には100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。  
なお、平成28年度では、地域手当の引上げ(1.5%)及び期末特別手当支給率の引上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、月額及び賞与から構成されている。月額については、東京海洋大学役員報酬規則に則り、基本給(818,000円又は706,000円)に地域手当(163,600円又は141,200円)を加算して算出している。賞与についても、東京海洋大学役員報酬規則に則り、期末特別手当基礎額((基本給+地域手当)+(基本給+地域手当)×100分の20+基本給×100分の25)に、6月に支給する場合には100分の155を、12月に支給する場合には100分の170を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。  
なお、平成28年度では、地域手当の引上げ(1.5%)及び期末特別手当支給率の引上げ(年間0.1ヶ月分)を実施した。

理事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京海洋大学役員報酬規則に則り、月額(190,000円)としている。  
なお、平成28年度は、特に改定を行わなかった。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、東京海洋大学役員報酬規則に則り、月額(152,000円)としている。  
なお、平成28年度は、特に改定を行わなかった。

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 19,476	千円 11,580	千円 5,300	千円 2,316 279 (地域) (通勤)			※
A理事	千円 14,647	千円 8,472	千円 4,265	千円 1,694 135 (地域) (通勤)			◇
B理事	千円 16,356	千円 9,816	千円 4,492	千円 1,963 84 (地域) (通勤)			
C理事	千円 16,455	千円 9,816	千円 4,492	千円 1,963 183 (地域) (通勤)			
D理事 (非常勤)	千円 2,280	千円	千円	千円 ( )			
監事	千円 該当者なし	千円	千円	千円 ( )			
A監事 (非常勤)	千円 1,824	千円	千円	千円 ( )	H28.4.1		※
B監事 (非常勤)	千円 1,824	千円	千円	千円 ( )			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:本表の「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:本表の「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

## 3 役員報酬水準の妥当性について

### 【法人の検証結果】

法人の長

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

学長は、職員数約450名の国立大学法人の長として、その業務を総理するとともに、学長として校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言えるため、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

国立大学法人東京海洋大学は、人類社会の持続的発展に資するため、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う、国内唯一の海洋系大学として、「海を知り、守り、利用する」ための教育研究及び国際競争力強化のための海洋産業人材育成組織の構築を学長のリーダーシップの下で推進している。

理事は、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

理事の報酬月額、法人化移行前の国家公務員指定職俸給表を参考に学長の報酬月額に対応する号俸よりも2号俸～4号俸下位に相当する俸給月額を踏まえて決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

非常勤理事の報酬月額については、常勤理事の報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

該当者なし

監事(非常勤)

非常勤監事は、監事の報酬月額を参考とし、その勤務状況を考慮し、月額を決定しており、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人との比較などを考慮すると、役員報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年	月			
理事	千円 該当者なし	年	月			
理事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			
監事	千円 該当者なし	年	月			
監事 (非常勤)	千円 該当者なし	年	月			

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事	該当者なし
理事 (非常勤)	該当者なし
監事	該当者なし
監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員報酬の業績の反映のさせ方については、役員報酬規則第8条第5項に基づき、  
期末特別手当の額を100分の10の範囲内で増額・減額できることとしている。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準を社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告等を勘案し、決定している。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

#### ③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

東京海洋大学職員給与規則に則り、基本給及び諸手当(管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、基本給調整手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、入試手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、及び寒冷地手当等)を支給している。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給+扶養手当+地域手当+職務に応じた加算額)に6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給+地域手当+職務に応じた加算額)に勤勉手当の支給実施要領に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成28年度では、基本給の引上げ(平均0.2%)、地域手当の引上げ(1.5%)、及び勤勉手当支給率の引上げ(年間0.1ヶ月分)等を実施した。

### 2 職員給与の支給状況

#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 366	歳 46.5	千円 8,391	千円 6,106	千円 115	千円 2,285
事務・技術	人 119	歳 43.6	千円 6,505	千円 4,789	千円 130	千円 1,716
教育職種 (大学教員)	人 185	歳 49.8	千円 10,033	千円 7,238	千円 138	千円 2,795
海事職種	人 25	歳 44.2	千円 8,547	千円 6,295	千円 25	千円 2,252
海技職種	人 33	歳 39.7	千円 6,123	千円 4,553	千円 14	千円 1,570
その他医療職種 (看護師)	人 4	歳 50.0	千円 6,255	千円 4,560	千円 48	千円 1,695

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	18	63.0	4,951	4,201	247	750
事務・技術	4	61.8	4,344	3,692	138	652
教育職種 (大学教員)	4	64.5	6,107	5,106	162	1,001
海事職種	3	62.8	5,674	4,827	353	847
海技職種	7	62.9	4,327	3,706	313	621

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	18	46.7	5,150	3,784	163	1,366
事務・技術	11	44.1	3,753	2,806	168	947
教育職種 (大学教員)	7	50.6	7,345	5,320	157	2,025

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2：医療職種（病院医師）、医療職種（病院看護師）については、該当者がいないため欄を省略した。

注3：在外職員、任期付職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注4：「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

注5：「海技職種」とは、船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

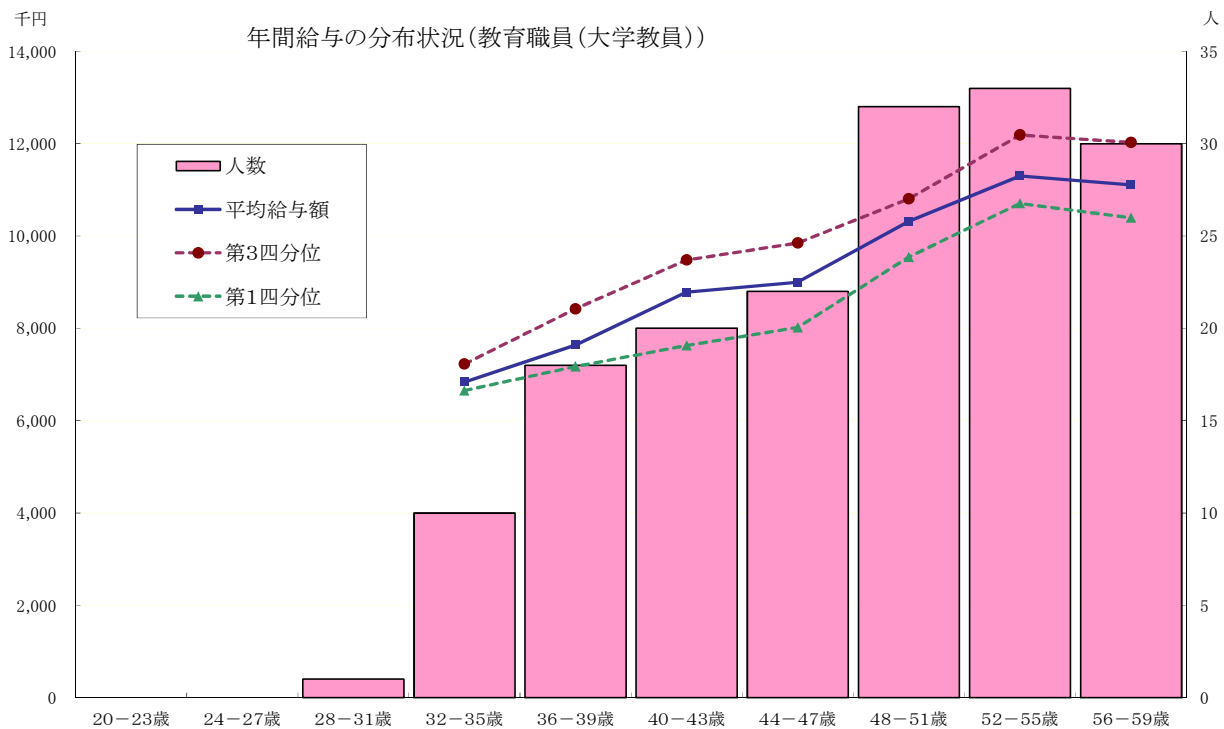
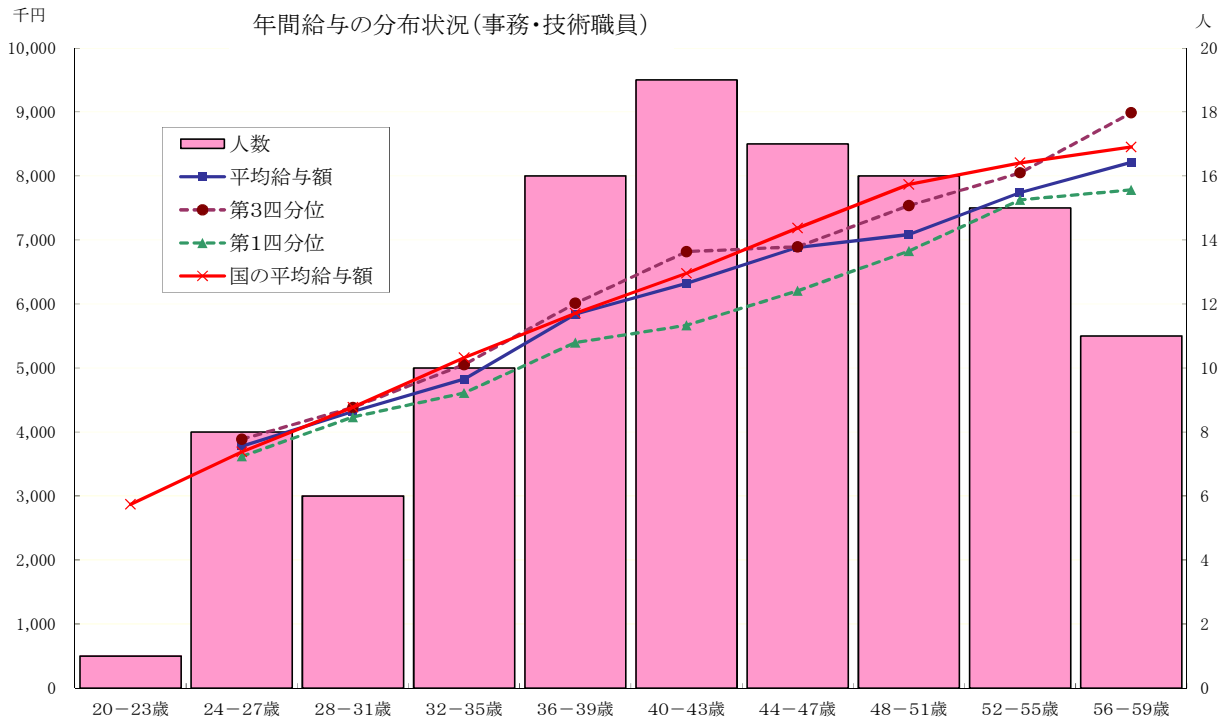
#### [年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	18	57.3	12,257	12,257	151	0
教育職種 (大学教員)	18	57.3	12,257	12,257	151	0

注1：事務・技術、医療職種（病院医師）、医療職種（病院看護師）については、該当者がいないため欄を省略した。

注2：在外職員、任期付職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2: 該当者が4人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3: 該当者が2人以下の年齢階層については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
部長	1			
課長	9	49.6	8,756	9,756 ～ 7,866
課長補佐	14	53.4	7,818	8,502 ～ 7,396
係長	55	46.1	6,734	7,960 ～ 5,671
主任	11	42.2	5,461	6,894 ～ 4,997
係員	29	32.4	4,460	5,667 ～ 3,524

(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
	人	歳	千円	千円
教授	80	55.6	11,541	13,981 ～ 9,546
准教授	71	46.5	9,287	10,448 ～ 6,855
講師	1			
助教	27	39.6	7,228	8,437 ～ 6,024
助手	6	56.2	7,310	8,044 ～ 5,744

注: 該当者が2人以下の職位については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

④ 賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.7%	58.8%	58.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.3%	41.2%	41.3%
	最高～最低	53.9～37.9%	52.5～38.0%	53.2～37.9%
一般職員	一律支給分(期末相当)	59.8%	60.0%	59.9%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	40.2%	40.0%	40.1%
	最高～最低	44.9～37.1%	44.4～37.5%	43.5～37.5%

(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.1%	60.1%	60.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.9%	39.9%	39.9%
	最高～最低	43.7～38.2%	43.3～38.7%	43.5～38.5%
一般職員	一律支給分(期末相当)	60.1%	60.1%	60.1%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.9%	39.9%	39.9%
	最高～最低	43.7～37.8%	43.3～38.0%	43.5～38.0%



### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 95.9</li> <li>・年齢・地域勘案 83.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 94.7</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 83.4</li> <li>(参考)対他法人 109.7</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 67.9%】 (国からの財政支出額 5,693,000,000円、 支出予算の総額 8,389,000,000円:平成28年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成27年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 8.1%(常勤職員数123名中10名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 72.4%(常勤職員数123名中89名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 44.2%】 (支出総額 9,121,125,425円 給与・報酬等支給総額 4,027,376,802円:平成27年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合が50%を越えているところであるが、国家公務員に準拠した給与制度のもと、対公務員指数が100を下回っており現行の給与水準は適正であると思われる。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き適正な給与水準の維持に努めていきたい。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

108.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成28年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

#### 4 モデル給与

(事務・技術職員)

- 22歳(大卒初任給、独身)  
月額 178,200円 年間給与 2,900,000円
- 35歳(主任、配偶者・子1人)  
月額 326,520円 年間給与 5,300,000円
- 45歳(係長、配偶者・子2人)  
月額 420,000円 年間給与 6,800,000円

(教育職員(大学教員))

- 27歳(助教、博士修了初任給、独身)  
月額 287,200円 年間給与 4,700,000円
- 35歳(助教、配偶者・子1人)  
月額 415,920円 年間給与 6,800,000円
- 45歳(准教授、配偶者・子2人)  
月額 541,320円 年間給与 8,800,000円

### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

前1年間における勤務成績に応じて昇給を、従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価に基づき昇格を実施し、また、勤勉手当において勤務実績に応じた支給割合(成績率)を設定することにより反映する仕組みを導入している。

### III 総人件費について

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,027,376	千円	千円	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 354,320	千円	千円	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 604,032	千円	千円	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 667,735	千円	千円	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,653,465	千円	千円	千円	千円	千円

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

#### 総人件費について参考となる事項

- ① 総人件費のうち、「給与、報酬等支給総額」の増5.8%については、平成28年度給与法改正に伴う影響、教職員の増員による影響だと考える。「最広義人件費」の増3.3%は「給与、報酬等支給総額」の増額による影響だと考える。
- ② 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年2月28日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、調整率の引下げを実施した。

役員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ  
 平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100  
 平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100  
 平成26年 7月 1日～ 87/100

職員に関する講じた措置の概要：従前104/100であった調整率を段階的に引下げ  
 平成25年 2月28日～平成25年 9月30日 98/100  
 平成25年10月 1日～平成26年 6月30日 92/100  
 平成26年 7月 1日～ 87/100

### IV その他

特になし